

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:市民生活部市民課 No.002

処 分 名	死体埋火葬の許可
処 分 の 概 要	死体埋火葬の許可
根拠法令等・条項	墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号) 第 5 条第 1 項 墓地、埋葬等に関する法律施行規則 第 1 条
審 査 基 準	<p>・死亡者について、施行規則第 1 条に定める記載事項がすべて記載されており、内容が明らかであること</p> <p>審査の方法・手順</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 死亡診断書及び死亡届の記載内容について、戸籍・住民票等関係書類により審査します。</li><li>2 審査後、戸籍、住民票等の記載をします。</li><li>3 戸籍記載後、死体埋火葬許可証をお渡しします。</li></ol> <p>市長が特に必要と認める添付書類 仮予約票（埴葛斎場組合を使用するとき）</p>
標準処理期間	死体埋火葬許可申請書の受付から概ね 2 時間以内
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階市民課及び庄和総合支所 1 階市民窓口担当への提出 開庁時間外は本庁 1 階夜間警備室への提出
備 考	

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

■墓地、埋葬等に関する法律

第5条 [埋葬・火葬又は改葬の許可] 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

■墓地、埋葬等に関する法律施行規則

第1条 [埋葬・火葬の許可申請書] 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 1 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名）
- 2 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別）
- 3 死亡者の生年月日（死産の場合は、妊娠月数）
- 4 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで及び第7項に規定する感染症のうち同法第7条に規定する政令により当該感染症について同法第30条の規定が準用されるもの並びに同法第6条第9項に規定する感染症、その他の別）
- 5 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
- 6 死亡場所（死産の場合は、分べん場所）
- 7 埋葬又は火葬場所
- 8 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄